

平成29年度(平成28年度繰越)浪江町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	3	3 (6)	入札保証保険証券を提出するにあたり、保証期間をいつまでにすればよろしいでしょうか？ご教示ください。	開札日から後ろ1ヶ月の期間が含まれる保証を締結して下さい。
2	入札説明書	6	7. 競争参加資格の確認等 (6) イ技術提案書(イ)	「装飾文字を使用しないこと」とありますが、フォントの変更、下線の使用は可能でしょうか？ご教示ください。	フォントの変更は可能です。下線は使用できません。
3	入札説明書	6	7. 競争参加資格の確認等 (6) イ技術提案書(イ)及び(エ) (a)	入札説明書において、「技術提案書での提案は、評価項目ごとにA4サイズ片面2枚以内(概要は含まず)」と記載されており、また、参考資料は「片面3枚以内(概要は含まず)」と記載されています。一方、様式3-1では、留意点が記載項目になっています。本様式において、留意点を複数記載した場合でも、採点項目I全体で提案(詳細)はA4片面2枚以内、参考資料はA4片面3枚以内という理解でよろしいでしょうか？ご教示ください。	貴見のとおり。
4	入札説明書	6	7. 競争参加資格の確認等 (6) イ技術提案書II (c)	「フレコン」は、共通仕様書2-3-1(P22)に示される「大型土のう袋等」すべてを指すと考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
5	入札説明書	10	10. 入札書の行かに関する基準及び得点配分 ②評価基準等	評価項目の、II本工事に係る自然条件や避難指示区域の特性を踏まえた体制整備と業務の効率化に関する事項の中の(a)解体後除染、フォローアップ除染は、狭義の宅地周辺の除染と考え、それに付随する道路他の除染やフレコンの運搬に関する事項は、(b)および(c)で提案するという解釈でよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
6	入札説明書	10	10. 入札書の行かに関する基準及び得点配分 ②評価基準等	評価項目III(a)「地元での」という記述がありますが、地元の定義の範囲は最大福島県内と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
7	入札説明書	10	10. 入札書の行かに関する基準及び得点配分 ②評価基準等	評価項目II(b)において道路、用水路、公園等の除染を実施するにあたっての留意点に関する事項があります。提案対象となる道路、用水路、公園等が明らかになっていましたら、明示をお願いします。	個別の箇所については、明示できないため、別図1全体平面図を参照ください。

平成29年度(平成28年度繰越)浪江町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
8	入札説明書	10 全頁	10. 入札書の行かに関する基準及び得点配分 ②評価基準等	評価項目Ⅱ（b）において用水路の除染を実施するにあたっての留意点に関する事項が求められていますが、数量総括表には用水路に関する数量の記載がありません。用水路除染に関する数量をご提示ください。	数量総括表6. 道路(帰還困難区域含む)の各数量に含みます。
9	現場説明事項	2、3	4. 仮置場等に関する事項	「不燃物は発生場所近傍の搬入可能な各行政区の仮置場等に運搬し」とありますが、帰還困難区域の不燃物も同様の考え方でよろしいでしょうか？同様に、「可燃物は南棚塩行政区の焼却施設ストックヤードに運搬する」とありますが、帰還困難区域の可燃物も同様の考え方でよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
10	積算基準等	—	—	本工事を見積るにあたって、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版、H29年4月）を参考とすることよろしいでしょうか？また、復興係数（共通仮設比率×1.2、現場管理比率×1.5）を考慮することよろしいでしょうか？ご教示ください。	貴見のとおり。 なお、復興係数(補正係数)は、共通仮設費率×1.5、現場管理費率×1.2となります。
11	積算基準等	—	—	本工事を見積るにあたり、材料等の単価は平成29年度7月単価（原町地区）を参考とすることよろしいでしょうか？ご教示ください。	平成29年度8月単価(南相馬地区)となります。
12	積算基準等	—	—	本工事を見積るにあたり、労務単価及び技術者単価は、平成29年度単価を適用と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
13	積算基準等	—	—	本工事を見積るにあたり、機械単価（損料・賃料）は、平成28年度単価を適用と考えてよろしいでしょうか？	機械単価(損料・賃料)は、平成29年度単価となります。
14	特記仕様書	4、5	第3章除染 3. 除染等の措置（2）	「原則として自走式木材破砕機を用い現場にて破砕・減容化すること」とありますが、現場の立地条件がこれにより難しい場合は監督職員と協議してよろしいでしょうか？また、帰還困難区域と避難解除区域から発生した草、枝葉等は各々の区域で区分けして破砕・減容化することよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
15	特記仕様書	4	第3章除染 4. 除去土壌等の収集、運搬	仮置場撤去工事が始まる藤橋1および西台仮置場には除去土壌等の運搬ができません。この場合、発生場所近傍の搬入可能な仮置場等を選定することになりますが、数量総括表の中身は変更することなく積算をしてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。

平成29年度(平成28年度繰越)浪江町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
16	特記仕様書	5	第3章除染5. 除去土壌等の仮置	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場所在地一覧表の藤橋1・3仮置場のうち、藤橋3仮置場はすでに撤去、原状復旧が完了していますので、削除して理解すればよろしいでしょうか？ ・仮置場所在地一覧表に室原行政区の仮置場名称の記載がありませんが、大柿ダム仮置場を追加して理解すればよろしいでしょうか？ ・仮置場所在地一覧表の搬入元に小丸および酒井行政区の記載がありませんが、昼曽根仮置場へ運搬すると理解してよろしいでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書の修正版を掲載いたします。 (「第3章除染5. 除去土壌等の仮置」の藤橋3仮置場の記載削除) ・別図2仮置場位置図の修正版を掲載いたします。 (藤橋3仮置場の削除) ・大柿ダム仮置場の使用については、協議事項とします。 ・特記仕様書の修正版を掲載いたします。 (「第3章除染5. 除去土壌等の仮置」に小丸行政区を追記) ・現在、酒井行政区での除染計画はありません。また、不燃物は発生場所近傍の搬入可能な各行政区の仮置場へ運搬するものとし、それによりがたい場合は協議事項とします。
17	全体平面図数量総括表	別図1全頁	—	別図1全体平面図には帰還困難区域の用水路は3箇所記載があります。ただし、請戸右岸幹線用水路の除染は浪江町除染等工事(その4)にて実施していますので、今回の工事での除染は高瀬左岸幹線用水路および高瀬右岸幹線用水路の2箇所を対象とすることでよろしいですか？また、その他の対象とする用水路はないと考えてよろしいでしょうか？	請戸右岸幹線用水路の一部については、除染対象とします。また、浪江町管理の用水路等について、除染対象とします。
18	全体平面図数量総括表	別図1全頁	—	別図1全体平面図には、用水路の記載がありますが、数量総括表には用水路の規格・数量がありません。実施工数量での精算と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
19	全体平面図	別図1	—	別図1全体平面図には帰還困難区域の道路は県道253号線の記載があります。帰還困難区域内道路の除染はその道路のみを対象として考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
20	仮置場位置図	別図2	—	別図2仮置場位置図の南棚塩仮置場の位置が正しくないと思われます。正しい位置をご教示ください。	別図2仮置場位置図の修正版を掲載いたします。 (南棚塩仮置場の位置を修正)
21	特記仕様書数量総括表	2全頁	第1章1. 目的	特記仕様書の目的に「フォローアップ除染」の記載がありますが、全体平面図、数量総括表、内訳書には「フォローアップ除染」の工種、代価表がありません。実作業で「フォローアップ除染」に基づく作業を実施した場合は、実作業に応じた代価表での精算と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。

平成29年度(平成28年度繰越)浪江町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
22	数量総括表	2	15. 排水処理 16. 除去土壌等の運搬(機関困難区域)	帰還困難区域において吸引式高圧洗浄機による道路除染を行うことから、その排水処理および汚水の運搬を帰還困難区域内においても実施すると考えられます。これらについては、実施工数量での精算となると理解してよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
23	数量総括表	全頁	—	各工種の数量が提示されておりますが、実施工数量での精算となると理解してよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
24	数量総括表	全頁	—	「除染等業務従事者被ばく線量登録管理制度」参加費用、「放射線管理手帳」の項目はありませんが、実績清算と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
25	数量総括表	3	—	数量総括表の材料費に関して、可燃物および不燃物の保管容器に関する規格の記載がありませんのでご教示ください。	仕様については、除染等工事共通仕様書(第10版)2-3-1「大型土のう袋等」とおり。 規格は、径1100mm×高1100mm長期間対応型。
26	数量総括表 本工事費内訳書	全頁	—	種々の工種で、帰還困難区域と明記したものがあり、暫定積算基準の代価表が明示されております。区域特性から必要となる追加作業、特殊勤務手当での追加、作業時間の制限については、協議の上設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおり。
27	積算参考資料	全般	—	積算に使用する物価資料は「積算資料」と「建設物価」の平均単価でしょうか、また平成29年度7月号と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	物価資料は、貴見のとおり。 平成29年度8月単価(南相馬地区)となります。
28	現場説明事項	全般	—	主要資材単価は公表されている平成29年度7月福島県単価でよろしいでしょうか、ご指示願います。	同上

平成29年度(平成28年度繰越)浪江町フォローアップ除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
29	本工事費内訳書	13	材料費	保管容器として使用する耐候性大型どの(二重内袋)の規格はφ1300、又はφ1100×1100mmのどちらですか、ご指示願います。	仕様については、除染等工事共通仕様書(第10版)2-3-1「大型土のう袋等」とおり。 規格は、径1100mm×高1100mm長期間対応型。
30	本工事費内訳書	13	材料費	保管容器として使用する耐候性大型どの(二重内袋)の規格は1年対応品、又は3年対応品のどちらですか、ご指示願います。	同上
31	本工事費内訳書	11	15.1.1.3-(1)、(2)	濁水処理設備の運転管理、又は保守点検はどの項目に含まれますか、ご指示願います。 また、濁水処理設備の損料、及び損料期間をご指示願います。	濁水処理設備の運転管理は、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第10版)の15.1.1.1「排水の処理」に含むものとし、保守点検については、必要に応じ設計変更の対象とします。 濁水処理設備の損料は、上記15.1.1.1「排水の処理」とおり。
32	本工事費内訳書	3	1.4.2.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄に使用する吸引式高圧洗浄機(20.5Mpa真空ポンプ)、回転式吸引除去装置(φ300)、汚水フィルター(200L)、汚水タンク(1m3ポリエチレン製)、給水タンク(1m3ポリエチレン製)のそれぞれの損料をご教示願います。	除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第10版)の1.4.2.3「吸引式高圧洗浄機による洗浄」とおり。